平成２９年（フ）第１５１５号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟603号
債務者　齋藤　正時
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５１６号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟603号
債務者　齋藤　均一
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６０８号
大阪市住吉区山之内３丁目８番11号
債務者　阪本　　行
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　紘史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６２８号
大阪市旭区清水２丁目19番24号、前住所大阪市旭区清水２丁目19番23号
債務者　田中　周士
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９６号
長崎県長崎市扇町５番11号　明石方
債務者　大嶋　幸太
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
愛知県刈谷市重原本町２―17―２、住民票上の住所愛知県高浜市青木町５丁目８番地31
債務者　篠田　泰宏
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
愛知県刈谷市重原本町２―17―２、住民票上の住所愛知県高浜市青木町５丁目８番地31
債務者　篠田　早苗
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５５２号
名古屋市中区新栄２丁目29番５号　メゾン・ド・レジャンド1003号、従前の住所岐阜県羽島市堀津町2275番地２
債務者　ＲＯＣＫＷＥＬＬ　ＢＡＲことＫＧラインことＫＧサポートこと　古賀　友和
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　裕久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３０号
北海道小樽市幸３丁目９番14号
債務者　稲野　徹子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村真太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３７９号
愛知県小牧市篠岡１丁目６番地　県営篠岡住宅15棟702号
債務者　植村ブルーナ明美こと　ＵＥＭＵＲＡ　ＢＲＵＮＡ　ＡＫＥＭＩ
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３１号
香川県仲多度郡多度津町堀江３丁目７番84―２―205号
債務者　宮田　尚子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３４号
香川県丸亀市土器町東２丁目29番地　土器ハイツⅡ　３号
債務者　高畑　宏行
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第７１号
沖縄県那覇市上間457―１　大城マンションＡ棟１階107号室、住民票上の住所沖縄県那覇市字与儀182番地
債務者　屋宜　宗男
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５６号
茨城県土浦市宍塚1935番地　社会福祉法人欣水会　特別養護老人ホーム　滝の園、住民票上の住所茨城県土浦市常名2332番地１
債務者　田島紀美代
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第６７号
長野市大字稲葉2583番地　サンハイツメイプルＡ―201
債務者　神津　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
名古屋市名東区牧の里２丁目101番地の１　レイクタウン101　401号
債務者　玉置　智也
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部